下水道の供用

◎供用開始区域

町では、下水道の整備が完了した区域から順次供用開始をしています。
平成25年4月1日からは、下図の■の区域に加え、■の区域で新たに下水道の利用ができるようになりました。

この区域から排出される台所・便所・風呂・洗面所などの生活排水は、下水道へ流さなければなりません。地域の生活環境をよりよくするため、ご家庭や事業所などの排水は、早く下水道へ接続されるようお願いします。

供用開始後、3年以内に下水道への改造工事をしたときは、町の助成制度があります。
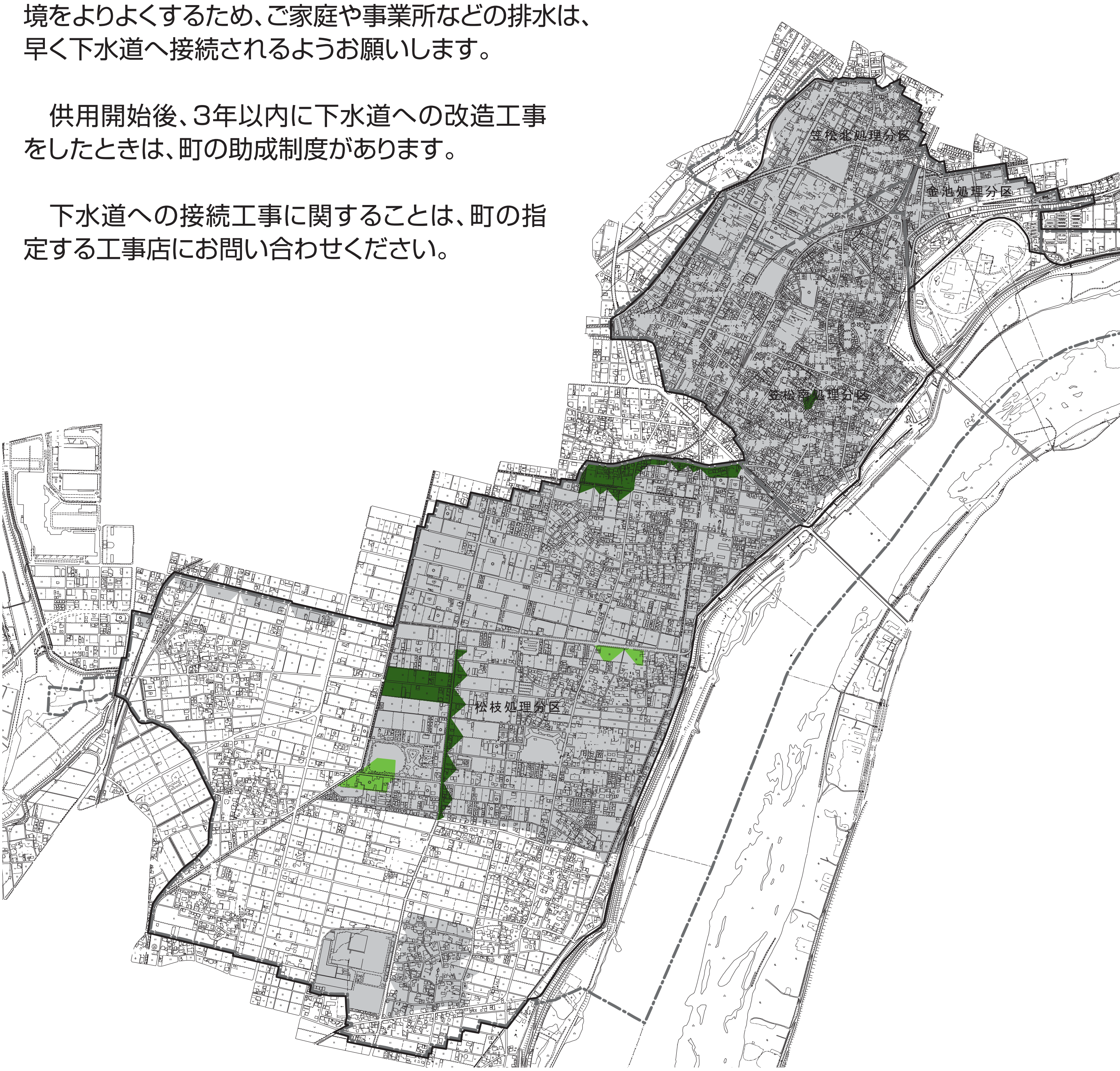
下水道への接続工事に関することは、町の指定する工事店にお問い合わせください。